

労働契約に関する「相談窓口」を開設しました

～労働契約法が平成20年3月1日から施行されました～

近年、労働者の労働条件が個別に決定、変更されることが多くなり、それらをめぐるトラブルが増加しています。労働条件とは、労働者と使用者との間で結ばれる労働契約の内容のことですが、これまで労働契約に関して民事的なルールをまとめた法律がなく、また、個別の労働条件をめぐるトラブルを防止する必要性の高まりから、労働契約法が平成20年3月1日に施行されました。

このようなことから、本会では厚生労働省(全国中小企業団体中央会)から中小企業労働契約支援事業の委託を受け、会社の就業規則や会社と従業員の間で交わす労働契約、望ましい労働契約のあり方等、様々な問題について、専門アドバイザー(社会保険労務士)による相談・助言を行なう「相談窓口」を開設いたしました。「相談窓口」の対応につきましては、専門アドバイザーである社会保険労務士が、常駐しておりますので、ぜひご来訪下さい。(お電話でもご相談に応じます。)

**相談
無料**

相談日

	相談窓口 開設日	時間	開設場所	相談員
第1回	平成20年 9月17日(水)	13:00 ～ 16:00	宮城県中小企業 団体中央会 研修室	専門アドバイザー 黒川 一郎 氏 (社会保険労務士)
第2回	〃 10月16日(木)			
第3回	〃 11月19日(水)			
第4回	〃 12月17日(水)			
第5回	平成21年 1月21日(水)			
第6回	〃 2月18日(水)			
第7回	〃 3月 4日(水)			

<お問い合わせ・お申し込み先>

〒980-0011 宮城県中小企業団体中央会 (担当:千葉育子)

仙台市青葉区上杉一丁目14-2 電話:022-222-5560 FAX:022-222-5557